

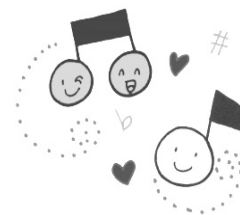
児童扶養手当のてびき

児童扶養手当は、父または母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の父または母や父または母に代わってその児童を養育している人に支給されます。父または母がいても極めて重度の障がいがある場合には支給されます。

児童扶養手当を受けられる人

手当を受けられる人は、次の①～⑨にあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護している母子家庭の母、父子家庭の父、父に重度の障がいがある家庭の母、母に重度の障がいのある家庭の父、父または母にかわってその児童を養育している人(養育者)です。なお、児童が特別児童扶養手当2級に該当する程度以上の障がいを有する場合は、20歳になる誕生日前日まで手当が受けられます。

- | | | | |
|------|----|---------------------------------|-------------------------|
| ① 離 | 婚 | 父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童 | |
| ② 死 | 亡 | 父(母)が死亡した児童 | |
| ③ 障 | 害 | 父(母)が重度の障がい(政令別表第2重度障害に該当)にある児童 | |
| ④ 生 | 死 | 不明 | 父(母)の生死が明らかでない児童 |
| ⑤ 遺 | 棄 | 父(母)に1年以上遺棄されている児童 | |
| ⑥ DV | 保護 | 命令 | 父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 |
| ⑦ 拘 | 禁 | 父(母)が1年以上拘禁されている児童 | |
| ⑧ 未 | 婚 | 母が婚姻(事実婚を含む)によらないで懐胎した児童 | |
| ⑨ そ | の | 他 | 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童 |



次のような場合は、手当は支給されません

- ・ 手当を受けようとする人、対象児童が日本に住んでいない場合
- ・ 手当を受けようとする人が異性と同居している、又は社会通念上「婚姻関係と同様」と判断される状況にある場合
- ・ 対象児童が児童福祉施設(母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く)などに入所している場合
- ・ 対象児童が里親に委託されている場合
- ・ 対象児童が手当を受けようとする人の配偶者(元配偶者、内縁関係、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む)に養育されている場合

不正な手段で手当を受給した場合は次の事項が生じます

偽りの申告、必要な届出をしないなど、不正な手段で手当を受給した場合は、全額を返還していただくとともに、法35条に基づき、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられることがあります。

所得の範囲

手当該当月	審査対象
令和5年11月分～令和6年10月分まで	令和4年中(令和5年度所得)
令和6年11月分～令和7年10月分まで	令和5年中(令和6年度所得)
令和7年11月分～令和8年10月分まで	令和6年中(令和7年度所得)

所得の制限

※所得制限限度額は改正されることがあります

※現況届により毎年所得額等を確認します

所得制限限度額

扶養親族等の数	受給者本人		扶養義務者等
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円

※「扶養親族等の数」が5人以上のときは、1人増えるごとに、38万円加算されます

※「扶養義務者等」とは、孤児等の養育者、受給者の配偶者及び扶養義務者のことを示しています

※「扶養義務者」とは、受給者と生計を同じくしている直系血族もしくは兄弟姉妹をいい、複数ある場合は所得の高い方が対象となります

<所得額の計算方法>

$$\text{所得額} = \text{年間収入金額} - \text{必要経費(給与所得控除額等)} + \text{養育費の8割} - 80,000\text{円} - \text{諸控除}$$

<所得額からの控除と所得制限限度額への加算>

1 所得額から次の額を控除します。

区分	控除額
障害者控除	270,000円
特別障害者控除	400,000円
勤労学生控除	270,000円
配偶者特別控除	地方税で 控除 された額
医療費控除	
小規模企業共済等掛金	
雑損控除	
一律控除	80,000円

受給者が父母以外の場合のみ

寡婦(夫)控除	270,000円
ひとり親控除	350,000円

2 所得制限限度額に次の額を加算します。

区分	加算額
受給者本人	
特定扶養親族 (16歳から22歳の扶養親族)	1人につき 15万円
老人控除対象配偶者 (70歳以上の対象配偶者)	1人につき 10万円
老人扶養親族 (70歳以上の扶養親族)	
扶養義務者等	
老人扶養親族 (70歳以上の扶養親族)	1人につき 6万円

※扶養親族がすべて70歳以上のときは1人を除く

※ 給与・公的年金所得がある場合は当該所得から10万円控除します。

公的年金を受給できる場合

母又は父や父母に代わり児童を養育している人、もしくは対象児童が公的年金等(※)を受給できる場合は、児童扶養手当額の全部または一部を受給することができません。

※公的年金等…遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等

手当の額

所得制限により、次のいずれかの額になります。

(令和6年4月改定)

区分		子ども1人	子ども2人	子ども3人
手当月額	全部支給	45,500円	56,250円	62,700円
	一部支給	45,490円 ～10,740円	56,230円 ～16,120円	62,670円 ～19,350円
	全部停止	0円	0円	0円

※ 子どもが3人以上のときは、1人増えるごとに、6,450円(一部支給の場合は、所得に応じて6,440円～3,230円)が加算されます。

支給の方法

◎ 支給スケジュールは右記の通りで、指定の金融機関の口座に振り込まれます。支給日(11日)が金融機関の休業日の場合、その直前の営業日になります。

支給日	支給対象月
1月11日	11月～12月分
3月11日	1月～2月分
5月11日	3月～4月分
7月11日	5月～6月分
9月11日	7月～8月分
11月11日	9月～10月分


児童扶養手当を受けている方の届出

現況届	受給者全員が、毎年8月1日から31日までの間に提出し、支給要件の審査を受けます。 この届を提出しないと、11月分以降の手当は受けられません。 また、2年間現況届を提出しない場合、時効により受給資格がなくなります。
一部支給停止 適用除外事由届	受給資格が認定されてから5年、または、支給要件に該当して7年を経過すると、 手当額の一部支給停止(支給額の1/2を限度として減額)の対象となります。 ただし、就業あるいは求職活動を行っている場合や就業が困難な場合で、適用除外となる要件を満たす届出を提出すれば、一部支給停止は適用されません。
資格喪失届	次のような場合には、手当を受けることができませんので資格喪失届を提出する必要があります。 ・婚姻したとき ・異性と同居あるいは同居がなくても定期的な訪問かつ生活費の援助がある状況になったとき ・児童が施設入所や里親委託となったとき (他にも喪失理由があります) 届を提出しないまま手当を受けていた場合は、その間に支払った手当総額を返還いただきます。
公的年金 受給状況届	遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などを受けるとき ※実際に受給していない場合を含みます
その他の届	氏名・住所・振込口座の変更、所得更正したとき、受給者が死亡したとき、 所得の高い扶養義務者と同居・別居したとき など

～申請前に必ずご確認ください～

- 元配偶者と同一住所地に住民票がある場合は原則として申請できません(※世帯分離するだけでは不可)
- 申請の手続きをするには、申請者ご本人様に来庁いただく必要があります
- 手当の支給対象となるのは申請月の翌月分からです
- 証明書の発行日付は、1ヶ月以内のものでお願いします
- 個別の状況により、追加で書類の提出や実態調査をお願いすることがあります

申請に必要な書類

1 個人番号がわかる書類 ★本人・配偶者・対象児童・扶養義務者のもの (マイナンバーカードやマイナンバー通知カードなど)	※ 本人確認書類 (運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど)
2 戸籍謄本 各1通 ★本人及び対象児童のもの ★離婚日の分かるもの ①母が新戸籍を作り、児童が父の戸籍に入っている場合 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 筆頭者 母 母 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 筆頭者 父 父 母 子 </div> </div> ②母の戸籍に児童が入った場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 筆頭者 母 母 子 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> ※交付後1か月以内のもの </div>	◎ 本人と対象児童の戸籍が別々になっているときは、それぞれの戸籍が必要。 ◎ 現在の戸籍に離婚日の記載がない場合は、 <u>離婚日の記載のある戸籍も必要</u> 。 ◎ 戸籍謄本の代わりに、離婚届受理証明書でも申請可能。ただし、戸籍謄本ができ次第、提出が必要。 ◎ 外国籍の方は、離婚届受理証明書。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>
3 預金通帳またはキャッシュカード	◎ 本人名義
4 公的年金給付等受給証明書 (年金証書、年金決定通知書等でも可)	◎ 本人または児童が公的年金を受給している場合は提出してください。
5 住宅賃貸借契約書及び光熱水費領収書等(電気・ガス・水道すべて) (現在のお住まいのところ) ※申請者又は親族名義のもの	◎ 契約者名が元配偶者から変更できない場合は、光熱水費(電気・ガス・水道)を申請者本人が支払っていると分かる領収書等を提出してください。
6 健康保険証	◎ 本人・対象児童(元配偶者の扶養ではないもの)

※ 離婚日の分かる戸籍謄本(申請時、「離婚届受理証明書」でも受付可。後日戸籍謄本提出要)があれば申請できます。

<問い合わせ先>

川西市 こども未来部 こども支援課 3階⑦窓口 (平日9時から17時)
 E-mail: kawa0168@city.kawanishi.lg.jp
 TEL: 072-740-1179 FAX: 072-740-1339

メールアドレスの
QRコードはこちら

